

京都市告示第674号

京都市水路等管理条例第3条第1項の規定に基づき、農業用水路等を次のように変更及び指定します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市産業観光局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成28年3月25日

京都市長 門川 大作

(変更する農業用水路等)

整理番号	路線名	旧新	起 点 終 点
1	西賀茂水0031号	旧	京都市北区西賀茂蟹ヶ坂町25番地の31地先 京都市北区西賀茂蟹ヶ坂町48番地の3地先
		新	京都市北区西賀茂蟹ヶ坂町25番地の12地先 京都市北区西賀茂蟹ヶ坂町48番地の3地先
2	淀水0142号	旧	京都市伏見区淀美豆町1087番地地先 京都市伏見区淀美豆町1083番地地先
		新	京都市伏見区淀美豆町1083番地地先 京都市伏見区淀美豆町1083番地地先
3	淀水0145号	旧	京都市伏見区淀美豆町1116番地地先 京都市伏見区淀美豆町1115番地地先
		新	京都市伏見区淀美豆町1115番地地先 京都市伏見区淀美豆町1115番地地先

(農業用水路等)

整理番号	路線名	起 点 終 点
1	西賀茂水0110号	京都市北区西賀茂蟹ヶ坂町25番地の31地先 京都市北区西賀茂蟹ヶ坂町25番地の12地先
2	淀水0207号	京都市伏見区淀美豆町1087番地地先 京都市伏見区淀美豆町1083番地地先
3	淀水0208号	京都市伏見区淀美豆町1116番地地先 京都市伏見区淀美豆町1115番地地先

(産業観光局農林振興室農業振興整備課)